

雇児発第 0406002 号
平成 21 年 4 月 6 日
(一部改正) 雇児発 0605 第 7 号
平成 27 年 6 月 5 日

各 都道府県知事・指定都市市長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（公印省略）

人身取引被害女性及び外国人 DV 被害女性を支援する
専門通訳者養成研修事業の実施について

婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、人身取引及び配偶者からの暴力（以下「DV」という。）に関する専門的な知識を持った通訳者を養成研修することにより、人身取引被害女性及び外国人 DV 被害女性の適切な支援を確保するため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、平成 21 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知については、婦人相談所に対し、貴職からこの旨周知されるようお願いするとともに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

別紙

人身取引被害女性及び外国人DV被害女性を支援する 専門通訳者養成研修事業の実施要綱

1 目的

人身取引被害女性や配偶者からの暴力（以下「DV」という。）を受けた外国人女性（以下「人身取引被害等女性」という。）の相談、一時保護等の支援を行う婦人相談所等の現場において、専門的知識に裏づけられた適切な通訳が行われることは、必要不可欠なことである。

このため、人身取引及びDVに関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施することにより、人身取引被害等女性への支援を確保することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市とする。なお、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市は、当該事業を適切に実施することができるかと認めた者に委託して実施することができる。

3 研修対象者

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 基礎的な通訳能力のある者
- (2) 研修終了後に、当該都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市に通訳者として登録し、通訳活動を行う意思がある者
- (3) 本研修の他、人身取引被害等女性支援に係る研修等に参加可能な者

4 実施内容

(1) 研修講師

講師は次の者とすることを原則とする。

- ① 婦人相談所及び関係機関の職員
- ② 人身取引被害者等への支援に取り組んでいる司法、心理等の専門家
- ③ 人身取引被害者等への支援に取り組んでいる国際機関や民間団体職員

(2) 研修の方法及び内容

- ① 講義及び演習により行う。
- ② 日程はおおむね3日間で行うとするが、受講者の負担を考慮し弾力的に設定する。
- ③ 講義及び演習は、以下の内容の研修を行う。
 - ア 外国人に関する日本の諸制度に関すること
 - イ 人身取引の基礎知識に関すること
 - ウ DVの基礎知識に関すること
 - エ 人身取引被害者の理解と支援に関すること
 - オ DV被害者の理解と支援に関すること
 - カ 女性、子ども、外国人の人権に関すること
 - キ 通訳者としての守秘義務等の心構えに関すること
 - ク ロールプレイ及び事例検討

5 専門通訳者の登録

本研修を修了し、通訳活動を行う意思のある者は、当該都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市に登録する。（別添参照）

6 事業実施の留意点等

- (1) 本事業の実施に当たっては、地方入国管理局、国際交流協会、民間団体等関係機関と連携を密にするとともに、各都道府県のホームページやポスター等を活用しながら、本研修に関する情報の提供を図ること。
- (2) 本研修において、個別事例を提示する際は、被害者が特定されるようなことのないよう個人情報の取扱いには十分配慮すること。

7 国の助成

国は、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が本事業のために支出した経費について、予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

別添（様式例）

登録申請書

平成 年 月 日

当該都道府県婦人相談所長 様

氏 名	(フリガナ)			

生 年 月 日	(西暦) 年 月 日 (歳)			
住 所	〒			
連 絡 先	(自宅)		(携帯)	
通訳可能言語	第一言語		第二言語等	
通 訳 経 験				
活動可能時間	曜日	1. 平日（月～金）	時間	から まで
		2. 休日（土、日、祝日）		から まで
		3. 特定曜日		から まで